

公衆浴場業の手引き



「公衆浴場」とは・・・

温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設のことをいいます。業として公衆浴場を経営しようとする者は、許可を受ける必要があります。

※スーパー銭湯、スポーツジム等に併設された浴場、よもぎ蒸し、酵素風呂、ハーブテント、テントサウナ等が該当します。

「業として」とは・・・

反復継続して、社会性をもって行われる行為であって、対象が不特定多数かどうか、及び対価を受けるかどうかは問いません。

まずはその場所で営業ができるか確認をしてください

浜松市内において、公衆浴場の営業ができない地域があります。使用する建物の用途が、その地域の建築物の制限に適合しているか事前に確認する必要があります。公衆浴場業許可書を取得されても、場合によっては建物の使用を制限され営業できませんのでご注意ください。以下のフローで確認をしてください。

① 区域区分の確認をしてください。

区域区分は「市街化区域」、「市街化調整区域」又は「都市計画区域外」に分かれます。

中央区・浜名区の一部（旧北区）	浜名区（旧北区を除く）・天竜区
都市整備部 都市計画課 TEL 053-457-2371	都市整備部 北部都市整備事務所※ TEL 053-585-1162

② 区域区分の制限の確認をしてください。

「都市計画区域外」の場合、営業ができるので確認の必要はありません。

※北部都市整備事務所の管轄については、同一部署で区域区分と制限の確認ができます。

「市街化区域」であった場合	「市街化調整区域」であった場合
都市整備部 建築行政課 TEL 053-457-2472	都市整備部 土地政策課 TEL 053-457-2643

問合せ先

保健所生活衛生課（中央区（三方原地区を除く）） TEL 053-453-6112

保健所浜北支所（中央区の一部（三方原地区）・浜名区・天竜区） TEL 053-585-1398

令和8年4月発行

公衆浴場業（その他の公衆浴場）の許可取得までの流れ

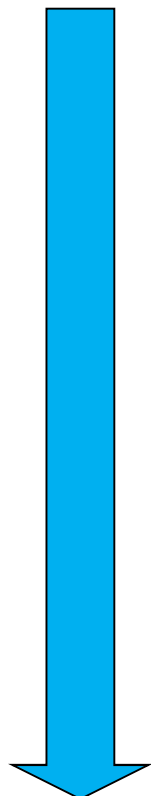
①事前相談



営業予定地及び構造設備について図面等をご持参のうえ、事前にご相談ください。



②許可申請



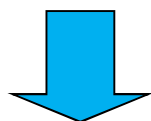
許可申請時に必要な書類等

- ・公衆浴場業許可申請書
- ・申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款又は寄付行為の写し（原本証明したもの）及び登記事項証明書
- ・公衆浴場の配置図及び平面図
- ・使用する土地又は建物が他人の所有の場合にあっては、貸借契約書の写し（使用目的が公衆浴場であることが読み取ることができ、原本証明したもの）又は承諾書
- ・循環式浴槽を設置する場合にあっては、その配管系統図
- ・使用する水が水道水の場合にあっては、その給水使用証明書
- ・使用する水が水道水以外の場合にあっては、その水質検査成績書（浴用のみの場合は6項目、飲用及び浴用の場合は52項目）
- ・温泉又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、温泉の含有物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記した書類
- ・公衆浴場周辺の地図
- ・申請手数料23,000円（現金）

許可申請に併せて、消防法令についてもご確認ください。

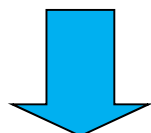
- ・防火管理：管轄の消防署
- ・消防用設備等：消防局予防課 TEL 053-475-7543

③現地調査



施設完成後に保健所職員が施設に伺い、構造設備基準に適合しているかどうか等について確認します。この時に指摘を受けた場合は速やかに改善して報告してください。

④許可



書類審査及び施設調査により基準に適合していることが確認されると「公衆浴場業許可書」が交付されます。許可されるまで営業することはできません。

⑤営業開始

営業にあたっては衛生の向上及び確保を図り、併せて善良の風俗を保持してください。
衛生管理計画を提出し、計画に基づき点検等を行ってください。

公衆浴場業（その他の公衆浴場）の構造設備基準

許可を取得するためには、以下の構造設備基準を満たしている必要があります。



1 設備

ねずみ及び衛生害虫の侵入を防止するための設備を設けること。

2 浴室

- ・男女それぞれ専用のものでし、男子用及び女子用とを併設する場合にあっては、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、貸し切って入浴させる浴室及び衣類を着用する者のみを入浴させる浴室にあっては、この限りではない。
- ・外部から見通すことができない構造とすること。ただし、衣類を着用する者のみを入浴させる浴室にあっては、この限りでない。
- ・換気を十分に行うことができる構造とすること。
- ・入浴者の利用に供する湯栓及び水栓を設けること。ただし、水栓のみで衛生上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。
- ・湯栓又は水栓から供給される温水又は水が飲用に適さない場合にあっては、その旨を表示すること。
- ・洗い場の床面から浴槽の上縁までの高さは、5センチメートル以上とすること。

3 脱衣室（場）

- ・男女それぞれ専用のものでし、男子用及び女子用とを併設する場合にあっては、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、貸し切って入浴させる脱衣室（場）にあっては、この限りではない。
- ・外部から見通すことができない構造とすること。
- ・衣類かごその他の入浴者の衣類等を清潔に保管することができる設備を設けること。
- ・換気を十分に行うことができる構造であること。
- ・脱衣室その他の入浴者の見やすい場所に、入浴上の注意を掲示すること。

4 飲料水供給設備、便所

入浴者の利用しやすい場所に、次に掲げる設備を設けること。

- ・飲料水を供給する設備
- ・流水式手洗設備を備えた便所

公衆浴場業（その他の公衆浴場）の構造設備基準

5 サウナ室を設置する場合

- ・ 男女それぞれ専用のもので、男子用と女子用とを併設する場合にあっては、相互に見通すことができない構造とすること。ただし、貸し切って使用させるサウナ室及び衣類を着用する者のみに使用させるサウナ室にあっては、この限りでない。
- ・ 出入口の扉に室内の全部を見通すことができる窓を設けること。
- ・ 室内の換気を十分に行うことができる構造であること。
- ・ 室内の見やすい場所にブザーその他の非常用設備を設けること。
- ・ 室内の見やすい場所に利用上の注意を掲示すること。

6 打たせ湯又はシャワーを設置する場合

循環している温水又は水を用いない構造とすること。

7 気泡発生装置等を設置する場合

当該気泡発生装置等の空気の取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。

8 屋外に浴槽を設置する場合

屋外の浴槽水が屋内の浴槽水に混入しない構造とすること。

9 循環式浴槽を設置する場合にあって、ろ過器を設置する場合

- ・ ろ過器は、砂式ろ過器（ろ過タンク内に、粒子の大きさ又は比重の異なる天然砂等のろ材を積層して温水又は水をろ過する方式のろ過器をいう。）で、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、ろ材には、十分な逆洗浄を行うことができるものを使用したものとする。ただし、これにより難しい場合は、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、清掃及び消毒を容易に行うことができる構造のものとする。
- ・ 集毛器を設置すること。この場合において、循環している温水又は水がろ過器内に入る前に設けられる構造とすること。
- ・ 浴槽水の消毒装置を設置すること。この場合において、循環している温水又は水がろ過器内に入る直前に消毒に用いる薬剤が注入される構造とすること。
- ・ 浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続する構造のもの又は微小な水粒の発生を防止する構造のものとする。ただし、別で定めるところにより浴槽水の補給に関し適切な管理を行う場合にあつては、この限りでない。
- ・ 循環している温水又は水を誤って飲用するおそれがある場合にあつては、誤って飲用することを防止するための注意を掲示すること。